報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年11月６日
消防庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和８年11月７日（土）から令和８年12月７日（月）までの間、意見を公募します。

１　改正内容

「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論等を踏まえ、以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）及び製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示（平成23年総務省告示第559号）を改正するものです。概要については、別紙２を御覧ください。

（１）特定屋外貯蔵タンクの底部溶接部試験への交流電磁場測定法の導入
（２）リチウムイオン蓄電池に係る屋内貯蔵所のスプリンクラー設備の見直し
（３）セルフ給油取扱所における泡消火薬剤に係る措置

２　意見公募対象及び意見公募要領

○　意見公募対象（別紙３、別紙４及び別紙５参照）
・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
○　意見公募要領の詳細については、別紙１を御覧ください。

３　意見公募の期限

令和８年12月７日（月）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

４　規制の事前評価

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙６及び別紙７参照）。

５　今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令等を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課危険物保安室　今井補佐、池田
TEL　03-5253-7524（直通）
E-mail:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。